名称　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｐ五灯）
位置
所在地　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｃ一灯）の東北東方約二六〇メートル
北緯　三五―二八―一三
東経　一三九―四一―〇六
変更した事項
記事　一　本灯は、橋脚部に一個及び橋脚基部両隅に各一個設置されていて、三個の灯火は同期している。
二　首都高速道路株式会社神奈川管理局施設管制所管理
変更年月日　平成二十七年四月一日

名称　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｐ六灯）
位置
所在地　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｃ二灯）の東北東方約二六〇メートル
北緯　三五―二八―二四
東経　一三九―四一―〇五
変更した事項
記事　一　本灯は、橋脚部に一個及び橋脚基部両隅に各一個設置されていて、三個の灯火は同期している。
二　首都高速道路株式会社神奈川管理局施設管制所管理
変更年月日　平成二十七年四月一日

名称　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｐ七灯）
位置
所在地　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｃ一灯）の東北東方約五一〇メートル
北緯　三五―二八―一七
東経　一三九―四一―一五
変更した事項
記事　一　本灯は、橋脚部に一個及び橋脚基部両隅に各一個設置されていて、三個の灯火は同期している。
二　首都高速道路株式会社神奈川管理局施設管制所管理
変更年月日　平成二十七年四月一日

名称　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｐ八灯）
位置
所在地　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｃ二灯）の東北東方約五一〇メートル
北緯　三五―二八―一八
東経　一三九―四一―一四
変更した事項
記事　一　本灯は、橋脚部に一個及び橋脚基部両隅に各一個設置されていて、三個の灯火は同期している。
二　首都高速道路株式会社神奈川管理局施設管制所管理
変更年月日　平成二十七年四月一日

名称　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｐ九灯）
位置
所在地　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｃ一灯）の東北東方約五一〇メートル
北緯　三五―二八―一九
東経　一三九―四一―一五
変更した事項
記事　一　本灯は、橋脚部に一個及び橋脚基部両隅に各一個設置されていて、三個の灯火は同期している。
二　首都高速道路株式会社神奈川管理局施設管制所管理
変更年月日　平成二十七年四月一日

名称　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｐ十灯）
位置
所在地　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｃ二灯）の東北東方約五一〇メートル
北緯　三五―二八―二〇
東経　一三九―四一―一六
変更した事項
記事　一　本灯は、橋脚部に一個及び橋脚基部両隅に各一個設置されていて、三個の灯火は同期している。
二　首都高速道路株式会社神奈川管理局施設管制所管理
変更年月日　平成二十七年四月一日

名称　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｐ十一灯）
位置
所在地　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｃ一灯）の東北東方約五一〇メートル
北緯　三五―二八―二二
東経　一三九―四一―一七
変更した事項
記事　一　本灯は、橋脚部に一個及び橋脚基部両隅に各一個設置されていて、三個の灯火は同期している。
二　首都高速道路株式会社神奈川管理局施設管制所管理
変更年月日　平成二十七年四月一日

名称　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｐ十二灯）
位置
所在地　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｃ二灯）の東北東方約五一〇メートル
北緯　三五―二八―二三
東経　一三九―四一―一八
変更した事項
記事　一　本灯は、橋脚部に一個及び橋脚基部両隅に各一個設置されていて、三個の灯火は同期している。
二　首都高速道路株式会社神奈川管理局施設管制所管理
変更年月日　平成二十七年四月一日

名称　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｐ十三灯）
位置
所在地　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｃ一灯）の東北東方約五一〇メートル
北緯　三五―二八―二四
東経　一三九―四一―一九
変更した事項
記事　一　本灯は、橋脚部に一個及び橋脚基部両隅に各一個設置されていて、三個の灯火は同期している。
二　首都高速道路株式会社神奈川管理局施設管制所管理
変更年月日　平成二十七年四月一日

名称　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｐ十四灯）
位置
所在地　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｃ二灯）の東北東方約五一〇メートル
北緯　三五―二八―二五
東経　一三九―四一―二〇
変更した事項
記事　一　本灯は、橋脚部に一個及び橋脚基部両隅に各一個設置されていて、三個の灯火は同期している。
二　首都高速道路株式会社神奈川管理局施設管制所管理
変更年月日　平成二十七年四月一日

名称　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｐ十五灯）
位置
所在地　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｃ一灯）の東北東方約二六〇メートル
北緯　三五―二八―一三
東経　一三九―四一―〇六
変更した事項
記事　一　本灯は、橋脚部に一個及び橋脚基部両隅に各一個設置されていて、三個の灯火は同期している。
二　首都高速道路株式会社神奈川管理局施設管制所管理
変更年月日　平成二十七年四月一日

名称　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｐ六灯）
位置
所在地　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｃ二灯）の東北東方約二六〇メートル
北緯　三五―二八―一四
東経　一三九―四一―〇五
変更した事項
記事　一　本灯は、橋脚部に一個及び橋脚基部両隅に各一個設置されていて、三個の灯火は同期している。
二　首都高速道路株式会社神奈川管理局施設管制所管理
変更年月日　平成二十七年四月一日

名称　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｐ七灯）
位置
所在地　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｃ一灯）の東北東方約五一〇メートル
北緯　三五―二八―一七
東経　一三九―四一―一五
変更した事項
記事　一　本灯は、橋脚部に一個及び橋脚基部両隅に各一個設置されていて、三個の灯火は同期している。
二　首都高速道路株式会社神奈川管理局施設管制所管理
変更年月日　平成二十七年四月一日

名称　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｐ八灯）
位置
所在地　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｃ二灯）の東北東方約五一〇メートル
北緯　三五―二八―一八
東経　一三九―四一―一四
変更した事項
記事　一　本灯は、橋脚部に一個及び橋脚基部両隅に各一個設置されていて、三個の灯火は同期している。
二　首都高速道路株式会社神奈川管理局施設管制所管理
変更年月日　平成二十七年四月一日

名称　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｐ九灯）
位置
所在地　鶴見つばさ橋橋梁灯（Ｃ一灯）の東北東方約五一〇メートル
北緯　三五―二八―一九
東経　一三九―四一―一五七
変更した事項
記事　首都高速道路株式会社神奈川管理局施設管制所管理
変更年月日　平成二十七年四月一日

名称　鶴見つばさ橋橋梁標（Ｌ一標）
位置
所在地　鶴見つばさ橋橋梁標（Ｃ一標）の西南西方約二三〇メートル
北緯　三五―二八―一五
東経　一三九―四一―四九
変更した事項
記事　首都高速道路株式会社神奈川管理局施設管制所管理
変更年月日　平成二十七年四月一日

名称　鶴見つばさ橋橋梁標（Ｒ一標）
位置
所在地　鶴見つばさ橋橋梁標（Ｃ一標）の東北東方約二三〇メートル
北緯　三五―二八―一一
東経　一三九―四一―〇五
変更した事項
記事　首都高速道路株式会社神奈川管理局施設管制所管理
変更年月日　平成二十七年四月一日

名称　鶴見つばさ橋橋梁標（Ｃ一標）
位置　京浜港横浜区（横浜大黒防波堤東灯台の北北西方約一・九キロメートル）

名称　鶴見つばさ橋橋梁標（Ｌ一一標）
位置
所在地　鶴見つばさ橋橋梁標（Ｃ一一標）の西南西方約二三〇メートル
北緯　三五―二八―一六
東経　一三九―四一―四九
変更した事項
記事　首都高速道路株式会社神奈三管理局施設管制所管理
変更年月日　平成二十七年四月一日

名称　鶴見つばさ橋橋梁標（Ｒ一一標）
位置
所在地　鶴見つばさ橋橋梁標（Ｃ一一標）の東北東方約二三〇メートル
北緯　三五―二八―一三
東経　一三九―四一―〇四
変更した事項
記事　首都高速道路株式会社神奈三管理局施設管制所管理
変更年月日　平成二十七年四月一日

名称　鶴見つばさ橋橋梁標（Ｃ一一標）
位置　京浜港横浜区（横浜大黒防波堤東灯台の北北西方約一・九キロメートル）

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第５１７号

埼玉県朝霞市栄町１丁目７番24号
債務者　沖島　康士
１　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　武士
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
兵庫県西宮市一里山町11番10―302号
債務者　山根　修
１　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上田　祥子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月11日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６５１号

北九州市門司区吉志１丁目９番15号
債務者　浜地　輝寿
１　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川上　武志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月31日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５８号

埼玉県東松山市大字松山1684番地11　向台住宅１―314
債務者　鍜治谷智美
１　決定年月日時　平成27年６月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下三佐子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第５４６号

北九州市小倉北区熊本３丁目16番１―501号
債務者　鵜殿未来哉
１　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中藤　寛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午前11時
５　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部